オーストラリア

全般

オーストラリアは、戦略的利益、自由と人権の 尊重、民主主義といった普遍的な価値をわが国と 共有する特別な戦略的パートナーであり、わが国 や韓国と同様、米国と同盟関係にある。

オーストラリアでは、15 (平成27) 年9月に行 われた与党自由党党首選挙の結果、新たにターン ブル自由党党首が誕生するとともに、支持率低迷 が続いていたアボット首相が退陣し、保守連合の ターンブル政権が発足した。16 (同28) 年4月に 上院で労働関係法案が否決されたことを受け、同 年7月には29年ぶりとなる上下両院の同時解散 が行われ、下院を制した保守連合のターンブル首 相が続投を決めている1。アボット前政権は、それ までの労働党政権による国防費の削減を非難し、 より強じんな国防力の建設に向けて必要とみなす 投資は積極的に行う姿勢を示してきたが、こうし た方針はターンブル政権にも引き継がれている。

16 (同28) 年2月に同政権のもと発表された国 防白書においては、今後20年間、豪軍の高い能力 水準を維持するため、豪政府として重要な投資を 行っていくとして、兵力を増強するとともに、高 性能な装備品の取得などを継続する方針を示して いる。また、国防予算についても、今後10年間に おける増額方針を明確に示すとともに、20(同 32) 年までに対GDP比2パーセントを達成する という具体的な目標も提示している。対外関係に おいては、米国との同盟関係を引き続き最重要視 しつつ、わが国を含むインド洋・太平洋地域の パートナーとの実用的な関係の成熟・深化を目指 していくとしている。さらに、ルールに基づく国 際秩序における国益に資する共同オペレーション への軍事的貢献という国防戦略上の目標を達成す るため、海外への豪軍派遣などを通じて積極的に 国際社会の平和と安定に向けた貢献を行っている。

安全保障・国防政策

豪政府は13(平成25)年1月、初の国家安全保 障戦略を発表した²。同戦略は、今後10か年の国 家安全保障の方向性を示すものであり、アジア太 平洋地域における経済的、戦略的変化に対応して いくことがオーストラリアの国家安全保障にとっ て重要であるという認識を示している。同戦略は、 同国の国家安全保障上の目標を、①国民の安全と 強じん性の確保、②主権の保護と強化、③資産、 インフラ及び組織の保護、49望ましい国際環境の

促進の4つとした上で、①アジア太平洋地域への 関与の強化3、②サイバー政策及び作戦の統合4、③ 効果的なパートナーシップの構築⁵を今後5年間 の最優先課題にするという方針を示した。

豪政府は16(同28)年2月、7回目となる新た な国防白書を発表した⁶。この白書では、今後20 年間にオーストラリアが直面する安全保障環境の 見積りを示したうえで、こうした環境に対処する ための国防戦略とそれに基づく国防力の整備の方

- 同選挙では、下院において、自由党や国民党などからなる保守連合が、150議席中76議席と過半数を獲得し、ターンブル首相が続投を決定したものの、当 初の89議席から大きく議席数を減らす結果となった。また、上院においては、保守連合が選挙制度を改正して少数派勢力からの議席奪還を狙ったものの、 過半数獲得には至らず、今後も厳しい政権運営を強いられる可能性がある。
- 同戦略は、08 (平成20) 年12月に発表され、オーストラリアの国家安全保障上の論点を明示し、国家安全保障コミュニティの改革を始動させた「国家安全 保障声明」に続くものであり、5年ごとに見直しが行われる予定である。
- 米豪同盟の強化。中国、インドネシア、日本、韓国、インドなどの影響力のある地域諸国との二国間協力の拡大。多国間フォーラムの優越性及び効果性の促
- オーストラリア・サイバー・セキュリティ・センター (ACSC: Australian Cyber Security Centre) に、国防省、司法省、連邦警察の能力及び犯罪委員会 のサイバー関連の人材を統合
- 国内外のパートナーとの確実かつ迅速な情報共有、民間との情報共有の強化など
- オーストラリアの国防白書は、国防に関する政府の将来計画及び実現策などを示すものであり、これまでに、1976 (昭和51)年 (フレーザー自由党政権)、 1987 (同62) 年 (ホーク労働党政権)、1994 (平成6) 年 (キーティング労働党政権)、00 (同12) 年 (ハワード自由党政権)、09 (同21) 年 (ラッド労働党 政権)、13(同25)年(ギラード労働党政権)及び16(同28)年(ターンブル自由党政権)の計7回発表されている。

向性を示している。

具体的には、35 (同47) 年までは自国領域が軍事攻撃を受ける可能性は低いものの、新たな複雑性と挑戦に直面するとしている7。このような認識のもと、国防戦略上の利益として、オーストラリアの安全と強じん性(シーレーンなどの安全を含む)、近隣地域の安全、インド洋・太平洋地域の安定及びルールに基づく国際秩序を挙げている。また、国防戦略上の目標としては、①自国・国家利益などへの武力攻撃又は脅威の抑止・拒否・撃破、②東南アジアの海洋安全保障と南太平洋諸国などの政府による安全の確立・強化に資する軍事的貢献、③ルールに基づく国際秩序における国益に資する共同オペレーションへの軍事的貢献を挙

げている。そして、これらの目標を達成するうえで必要となる豪軍の高い能力水準を維持するため、政府として重要な投資を行っていくとして、兵力の約4,400名®の増強に加え、新型潜水艦12隻。、防空駆逐艦(イージス艦)3隻、F-35統合攻撃戦闘機(JSF)72機、MQ-4C無人哨戒機7機などの高性能な装備品を取得する方針を示している。同時に、情報・監視・偵察(ISR)能力、電子戦能力、サイバーセキュリティ能力の強化のほか、オーストラリア北部などに所在する基地機能の強化も追求するとしている。そして、これらの事業を予算面から裏づけるため、国防予算を増額し、20(同32)年までに対GDP比2パーセントを達成するという具体的な目標も提示している。

3 対外関係

オーストラリアは、国防白書2016において、 自国の安全と繁栄は、近隣地域、インド洋・太平 洋地域及びグローバルな戦略環境の発展に直結し ているとの認識を示している。こうした認識に基 づき、国防戦略上の目標を達成するため、安全保 障分野における対外関係を構築・維持していくと している。特に、米国との同盟関係を引き続き最 重要視しつつ、インドネシア、日本、韓国、ニュー ジーランド、インド、中国などのインド洋・太平 洋地域のパートナーとの実用的な関係の成熟・深 化を目指していくとしている。

Q 参照 Ⅲ部2章1節4項1(日豪防衛協力・交流)

1 米国との関係

オーストラリアは、国防白書2016において、ANZUS条約¹⁰に基づく米国との同盟関係につい Security Treaty between Australia, New Zealand and the United States of America て、共通の価値観に基づいており、オーストラリアの国防政策の中心であり続けるとしている。そして、今後20年間にわたり卓越したグローバルな軍事大国であり続ける米国は、最も重要な戦略的パートナーであり、米国による積極的なプレゼンスが地域の安定を支え続けるとしている。そのため、オーストラリアは、インド洋・太平洋地域の安定確保において米国が担う重要な役割を歓迎・支持するとしている。

両国は、1985 (昭和60) 年以降、外務・防衛閣僚協議 (AUSMIN) を定期的に開催し、主要な外Australia United States Ministerial Consultations

⁷ 今後20年間にオーストラリアの安全保障環境を形成する要素として、①インド洋・太平洋地域における米中の役割と関係、②ルールに基づく国際秩序の安定への挑戦、③国内外のオーストラリア国民に対するテロの脅威、④経済発展の不均衡、犯罪、社会、環境、統治上の問題及び気候変動による脆弱国家の発生、⑤軍事近代化のペースと地域における高度な軍事力の発展、⑥複雑かつ地理的概念を超える新たな脅威の登場(サイバー脅威など)の6つを挙げている。このうち、⑤としては、インド洋・太平洋地域において、世界の潜水艦の半数及び新型戦闘機の半数以上が運用され、弾道ミサイル技術を取得する国も増加する可能性などを示している。

⁸ 今後10年間で、現役兵の数を現在の約58,000人から約62,400人へ引き上げる方針を示している。これが実現すれば、1993 (平成5) 年以来、豪軍は最大規模となる。

⁹ 国防白書では、取得する潜水艦について、「地域的に優位性を備えた潜水艦」と表現し、16 (平成28) 年内に艦種を選定し、1隻目の運用開始を30 (同42) 年代初期としている。日独仏が潜水艦の建造受注を競っていたが、豪政府は16 (同28)年4月、建造パートナーをフランスのDCNS社に決定したと発表した。同年8月には同社が受注したインド海軍の潜水艦に関する同社の機密文書の漏洩が発覚し、豪国内で採用見直しを求める声も上がったが、ターンブル首相は「オーストラリアが建造する潜水艦はリーク対象とタイプが異なる」と強調し、採用見直しを否定している。

^{10 1952 (}昭和27) 年に発効したオーストラリア・ニュージーランド・米国間の三国安全保障条約。ただし、ニュージーランドが非核政策をとっていることから、1986 (同61) 年以降、米国は対ニュージーランド防衛義務を停止しており、オーストラリアと米国の間及びオーストラリアとニュージーランドの間でのみ有効

交・安保問題について協議している。運用面では、 「タリスマン・セーバー」¹¹をはじめとする共同訓 練を通じて相互運用性の向上を図っているほか、 12 (平成24) 年4月以降、米海兵隊のオーストラ リア北部へのローテーション展開を実施してい る¹²。装備面においては、13(同25)年5月に発効 した米豪防衛貿易協力条約に基づき装備品取引に かかる輸出手続の簡素化を行っているほか、F-35 統合攻撃戦闘機 (JSF) の共同開発やミサイル防 衛協力に関する検討¹³も実施している。このほか、 情報・監視・偵察 (ISR)、宇宙¹⁴、サイバー¹⁵など の分野における協力も推進している。13(同25) 年9月に発足したアボット政権以降も、米豪関係 を一層強化するとの方針のもと、14(同26)年8 月には米海兵隊によるローテーション展開の法的 枠組みとなる「戦力態勢協定」に署名したほか、 同年10月からは米国が主導する対ISIL作戦の戦 闘任務に豪軍を参加させている。また、15(同 27) 年7月には米本土から飛来した米軍のB-52 戦略爆撃機がオーストラリア内の射爆場に爆弾を 投下し帰還する訓練を実施した。ターンブル政権 下では、同年10月の第30回米豪外務・防衛閣僚 協議(AUSMIN)で、将来の防衛協力の指針とな る 「防衛協力に関する共同声明 | 16 に署名するな ど、強固な二国間協力を再確認した。16(同28)

年10月には、米海兵隊の駐留コストに係る経費

負担に関する交渉も原則的に妥結している。

トランプ米政権の下においても、17(同29)年 6月、米豪外務・防衛閣僚協議 (AUSMIN) が開 催され、防衛及び安全保障協力をさらに強化して いくことが決定されており、今後の具体的進展が 注目される。

2) 中国との関係

オーストラリアは、国防白書2016において、 中国との関係について、米国とは異なる意味で重 要であるとして、中国経済の継続的成長とそれが 自国とインド洋・太平洋地域の国々にもたらす機 会を歓迎するとしている。そして、中国との国防 分野における関係を引き続き発展させ、相互理解 の深化、透明性の促進、信頼の構築に向けて努力 するとしている。

このような方針のもと、中国とは国防当局間の 対話を継続的に実施しているほか¹⁷、共同演習や 艦艇の相互訪問など、両国軍の協力関係を発展さ せるための交流も行っている¹⁸。16 (同28) 年4 月にはターンブル首相が就任後初めて中国を訪問 し、李克強首相と会談した。なお、豪中首脳会談 の際には、中国による「一帯一路」構想とオース トラリアの北部インフラの開発を結びつけること が発表されており、17(同29)年2月の豪中外交

- 11 「タリスマン・セーバー」は05 (平成17) 年以降、2年に1度行われている米豪共同演習であり、戦闘即応性及び相互運用性の向上を目的としている。15 (同 27) 年7月に行われた同演習には、米豪から約33,000人が参加した。
- 12 米豪は11 (平成23) 年11月の 「戦力態勢イニシアティブ」を通じ、米海兵隊によるダーウィン及びオーストラリア北部への約6か月毎のローテーション 展開を発表した。これに基づき、12 (同24) 年及び13 (同25) 年は約200名、14 (同26) 年及び15 (同27) 年は1,150名、16 (同28) 年及び17 (同29) 年は約1,250名の米海兵隊員が展開している。国防白書2016では、20 (同32) 年までに、約2,500名の規模に拡大するとしている。また、同イニシアティ ブにおいては、オーストラリア北部における豪州軍の施設・区域への米空軍機のアクセスを拡大し、共同演習・訓練の機会を拡大するとされた。これにより、 17 (同 29) 年2月には米空軍のF-22戦闘機12機がオーストラリアに展開した。
- 13 オーストラリアは、大陸間弾道ミサイル (ICBM: Intercontinental Ballistic Missile) による自国への攻撃の脅威は低いとする一方、長射程及び潜水艦発 射型の弾道ミサイルや巡航ミサイルによる自国領域に対する脅威の可能性に加え、短距離弾道ミサイル及び巡航ミサイルによる展開中の豪軍への脅威の可 能性を認識している。こうした脅威に対抗するため、米国との間でワーキング・グループを立ち上げ、地域におけるミサイル防衛に貢献可能なオプションを 調査する作業を進めている。
- 14 米豪は10 (平成22) 年11月に宇宙の状況監視に関するパートナーシップに署名して以降、米国の地上配備型Cバンド・レーダーシステム及び宇宙監視望 遠鏡のオーストラリアへの移設などの宇宙協力を進めている。
- 15 両国は、11 (平成23) 年9月に開催されたAUSMINにおいて、サイバー空間における協力に関する共同声明に署名し、両国の長年の防衛関係及びANZUS 条約を踏まえ、領土保全、政治的自立あるいは両国の安全保障を脅かすような態様のサイバー攻撃が発生した場合に、協議のうえ、脅威に対処するための適 切な選択肢を決定することを確認した。
- 16 同声明では、資源をめぐる競争及び領土紛争の激化が、アジア太平洋及びインド洋地域における誤算及び紛争の可能性を増大させるなどと展望したうえ で、これに対処するため、米豪の防衛面での関係をさらに深めていく方針を示している。具体的には、相互運用性の強化、政策・情報面での協力強化、科学 技術・能力開発・防衛産業分野での協力強化、多国間協力などについて明記している。
- 17 14 (平成26) 年7月には、范長龍・党中央軍事委員会副主席が訪豪し、アボット首相(当時)及びジョンストン国防大臣(当時)らと会談し、米中豪3か国 による合同訓練の実施などに合意した。また、豪中間では、1997 (同10) 年以降、国防戦略対話が定期的に開催されており、16 (同28) 年10月の第19回 対話に際しては、ビンスキン豪国防軍司令官及びリチャードソン豪国防次官が中国を訪問し、房峰輝・中国人民解放軍統合参謀本部参謀長と会談した。
- 18 16 (平成28) 年1月には、中国海軍艦艇3隻がオーストラリア・ブリスベンを訪問するととともに、豪軍艦艇と航行訓練を実施した。同年8月には、前年 に続き3回目となる米中豪3か国の生存訓練「コワリ 2016」がオーストラリア北部で実施され、米中豪からそれぞれ兵士10名が参加した。同年9月には豪 中両軍のチームワーク、親善、信頼を構築することを目的とする演習 「パンダルー」 がオーストラリア南東部で実施され、 豪中からそれぞれ兵士10名が参加

戦略対話においても同様の協力が明らかにされている。

一方で、ターンブル政権は、アボット前政権に 続き、中国に対する自国の立場を明確に発信する 姿勢を見せている。15 (同27) 年10月の米豪外 務・防衛閣僚協議 (AUSMIN) の共同コミュニケ においては、中国を名指しした上で、南シナ海に おける最近の埋立及び建設活動に対し強い懸念を 表明し、全ての領有権主張国に対して軍事化など の停止を要求した。また、同月に米国が南シナ海 において「航行の自由作戦」を実施した際には、 ペイン豪国防大臣が声明を通じ、航行及び飛行の 自由に関する国際法に基づく権利を強く支持する 旨表明した。16(同28)年7月には、ビショップ 豪外務大臣が、比中仲裁判断に対し、オーストラ リアは国連海洋法条約を含む国際法に従い、平和 的に紛争を解決する全ての国家の権利を支持し、 国際法に基づく権利である航行の自由及び上空飛 行の自由に係る権利を行使し続ける旨表明してい る¹⁹。国防白書2016においても、中国は国防政策 の透明性を高めることにより、近隣諸国に安心感 を与えることが地域の安定にとって重要になると 主張したほか、特に南シナ海における中国による 埋立活動の前例なきペースと規模に対して懸念を 表明している。

15 (同27) 年10月、豪・北部準州政府が、豪軍艦艇や米軍艦艇も利用してきたダーウィン港の商業埠頭の運営権を中国企業にリースし、豪連邦政府が安全保障上の懸念はないとして異議を唱えなかったとことが明らかとなり、こうした点については、オーストラリア国内外から懸念の声も上がった²⁰。その後も中国資本による豪州施設の買収を図る案件が続き²¹、豪連邦政府は17 (同29)年1月、特定の港湾など安全保障上の重要インフラが外国資本に買収されることを防ぐため、監視

が必要な施設を洗い出し、売却リスクを精査して 関係機関に助言する専門の組織を司法省に設置し たと発表した²²。

③ インドとの関係

オーストラリアは、国防白書2016において、インドがインド洋・太平洋地域において積極的役割を拡大することを歓迎するとともに、インドを主要な安全保障上のパートナーとみなしている。そして、共通の戦略的利益に資するため、インドとのさらなる国防関係の成熟を目指すとしている。

両国の関係は09(同21)年11月に戦略的パー トナーシップに引き上げられ、各種戦略対話、軍 高官の相互訪問、各軍種間の交流及び軍教育機関 への学生の相互派遣などを定期的に実施してき た。最近では、14(同26)年11月に、インドのモ ディ首相が、同国の首相としては28年ぶりにオー ストラリアを訪問し、研究、開発及び産業分野へ の防衛協力の拡大、国防大臣間の会談及び海上演 習の定期的開催、両国の各軍種間における協議の 開催などについて合意した。これを受け、15(同 27) 年6月にインド海軍艦艇2隻がオーストラリ アを親善訪問したほか、同年9月にはインド東方 海域において、初の二国間の合同海軍演習となる 「AUSINDEX 15」を実施した²³。16 (同28) 年9 月にオーストラリアで開催された多国間海上共同 訓練「カカドゥ16」には、インドの代表団も参加 するなど、両国の相互交流は着実に進んでいる。

Q 参照 2章7節1項2 (インド軍事)

4 東南アジア及び南太平洋諸国との関係

オーストラリアは、国防白書2016において、

^{19 13 (}平成25) 年11月の中国による「東シナ海防空識別区」の発表に対しては、ビショップ外務大臣が、東シナ海の現状を変更するいかなる力による又は一方的な行動に反対する立場を明確にするとの声明を発表している。

²⁰ このほか、当該中国企業が中国共産党や人民解放軍と関係が深いとみられる点、ダーウィン港を利用している米軍と事前に協議しなかった点などについて、野党やシンクタンクなどからは懸念の声が上がったほか、報道によると、オバマ米大統領(当時)もターンブル首相に対し、事前に通知が欲しい旨伝えたとされる。

²¹ 豪政府は、中国企業による豪州大陸の約1%に当たる土地を所有する同国の牧場経営会社S.キッドマン社の買収及びオーストラリアの大手電力会社オースグリッドの買収を安全保障上の理由から拒否している。

²² 新設された「クリティカル・インフラストラクチャー・センター」は、個別案件の審査と政府への提言を担う既存の外国投資審査委員会 (FIRB) を支援する 組織とみられる。

²³ オーストラリアからは、潜水艦を含む海軍艦艇3隻及び哨戒機1機が、インドからは海軍艦艇3隻及び哨戒機1機が参加した。

東南アジア及び南太平洋の海域を含む近隣地域の 安全を自国の戦略的利益とみなしている。特に、 東南アジアにおける不安定や紛争は、自国の安全 保障上及び各国との経済関係への脅威となり得る としている。さらに、オーストラリアは東南アジ ア各国との海上貿易及び東南アジアを通過する海 上貿易に依存しており、これらのシーレーンの安 全は、航行の自由とともに保障されなければなら ないとしている。こうした認識のもと、オースト ラリアは、東南アジアの海洋安全保障と南太平洋 諸国などの政府による安全の確立・強化に資する 軍事的貢献を行うとしている。

インドネシアとは、06 (同18) 年11月のロン ボク協定署名、10(同22)年3月の戦略的パート ナーシップへの引き上げ及び12 (同24) 年9月 の防衛協力協定締結などを経て、安全保障・国防 分野の関係を強化してきた²⁴。しかし、インドネ シアからの密航者をめぐる両国の対応の違いや豪 情報機関によるインドネシア大統領らに対する盗 聴問題、インドネシアにおけるオーストラリア人 処刑問題²⁵などが表面化し、両国間の安全保障・ 国防分野の協力関係は断続的に停滞した。その後、 15 (同27) 年後半に入り、ターンブル首相のイン ドネシア訪問を含む閣僚以上の往来が再開された ほか、16(同28)年11月に外務・防衛閣僚協議 (2+2)が開催されるなど、両国関係は改善して いる²⁶。

シンガポール及びマレーシアとは、「5か国防衛 取決め (FPDA) 」²⁷の枠組みで、南シナ海などに おいて定期的に共同統合演習を行っている²⁸。シ ンガポールについては、オーストラリアの最も進 んだ国防パートナーであり、安全な海上貿易環境

に対する利益を共有するとしている。16(同28) 年10月には、包括的戦略パートナーシップのも と、オーストラリアにおける軍事訓練及び訓練区 域の開発に関する了解覚書に署名するなど、防衛 協力も進んでいる。マレーシアに対しては、同国 のバターワース空軍基地に豪軍を常駐させるとと もに、南シナ海やインド洋北部の哨戒活動を通じ て、同地域の安全と安定の維持に貢献してい る²⁹。

パプアニューギニア、東ティモール及び南太平 洋諸国に対しては、治安維持、自然災害対処及び 海上警備などの分野における支援を主導的に行っ ている³⁰。 特に、海上警備分野においては、現在も 定期的に豪軍アセットを南太平洋に派遣して警備 活動を支援しているほか、14(同26)年6月に過 去これらの国に提供してきた22隻の警備艇を更 新する計画を発表した。

ニュージーランドとは、ANZUS条約に基づく 同盟関係にあり、両国の首脳や国防大臣による定 期的会合に加え、共同訓練や地域における共同活 動などを通じて安全保障・国防分野における緊密

²⁴ ロンボク協定は、幅広い防衛分野における協力をうたった安全保障協力の枠組みであり、08 (平成20) 年2月に発効した。また、防衛協力協定には、テロ対 策や海上安全保障での協力強化などが盛り込まれている。

^{25 13 (}平成 25) 年11月には、豪情報機関がインドネシアのユドヨノ前大統領、同夫人、閣僚などの電話を盗聴していたことが報じられた。インドネシア政府 は駐豪大使の召喚や豪政府への謝罪要求などを通じて強く抗議するとともに、オーストラリアとの軍事交流や情報協力の停止を発表した。15 (同27)年4 月には、インドネシアにおいて、オーストラリア人2人が麻薬の密輸に加担したとして処刑され、豪政府は強く反発した。

^{26 17 (}平成 29) 年 1 月には、豪軍の教材にインドネシア建国 5 原則を侮辱する記載があったとして、インドネシアが一時的に豪軍との協力停止を発表したと いう事象も生じている。

^{27 2}章6節脚注9参照

^{28 16 (}平成28) 年4月に行われた 「ベルサマ・シールド」には、豪軍から200人以上の要員、潜水艦を含む艦艇及び哨戒機などが参加した。同年10月には、 マレーシア、シンガポール、南シナ海で「ベルサマ・リマ」が行われ、豪軍からは約400人の要員、艦艇及び哨戒機などが参加した。

³⁰ オーストラリアは、東ティモールにおいて独立の機運が高まった1999 (平成11) 年以降、東ティモールの政治的、社会的安定のために積極的な支援を行っ てきた。豪軍は、06 (同18) 年以降、国際治安部隊 (ISF: International Stabilization Force) を主導してきたが、東ティモールの治安情勢が安定したこと から、13 (同25) 年3月に撤収を完了した。豪軍は、ソロモン諸島においても03 (同15) 年7月から同国に対する地域支援活動 (RAMSI: Regional Assistance Mission to Solomon Islands) を通じて同国の安定化のための支援を行ってきたが、軍事部門の活動終了に伴い、13(同25)年8月に撤収した。

な協力関係を維持している。

Q 参照 2章6節 (東南アジア各国の安全保障・国防政策)

5 海外における活動

オーストラリアは、国防白書2016において、国防戦略上の目標として、ルールに基づく国際秩序における国益に資する共同オペレーションへの軍事的貢献を挙げており、こうした目標に沿って、17(同29)年6月末現在、約5万7,800人の現有兵力 31 のうち、約2,350人を海外に派遣し、活動させている。

イラクでは、米軍がイラク北部でISILに対して 実施している空爆を支援するため、14(同26)年 8月以降、人道支援物資の投下を開始したほか、 同年10月からは空爆などの戦闘任務にも参加す るとともに、15(同27)年5月以降イラク治安部 隊への軍事面の助言及び支援活動、能力構築支援を行っている。17 (同29) 年6月末現在、兵士約780人(約400人はアラブ首長国連邦にて支援に従事)に加え、F/A-18戦闘攻撃機6機、E-7A早期警戒管制機1機、KC-30A給油機1機などがイラクで活動を遂行している。

アフガニスタンでは、01 (同 13) 年 10 月以降、年平均約 1,550 人の豪軍が国際治安支援部隊 (ISAF) のもとで復興支援活動やアフガニスタン International Security Assistance Force 治安部隊 (ANSF) の訓練などに従事してきた。 Afghan National Security Forces 14 (同 26) 年末をもって ISAF の活動が終了したのに伴い、現在は約 270 人の豪軍がNATO主導によるアフガン軍の訓練、助言及び支援任務に当たっている。16 (同 28) 年7月には、アフガニスタンにおけるこれまでの進展を揺るぎないものとするため、同地での支援を 20 (同 32) 年まで延長すると発表している。